

議案第77号 説明資料

幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例の概要

1 改正概要

公職選挙法施行令の一部改正に準じて、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ及びポスターの公費負担の限度額について、最近における物価変動等を踏まえ改正するもの。

(1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担額（第4条）

契約種別		公費負担の対象	【現行】 公費負担の限度額	【改正後】 公費負担の限度額
① 一般運送契約（第4条第1号）		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（1日について1台に限る）	1日 64,500円 × 選挙運動期間	改正なし
② 個別契約	自動車の借入契約（第4条第2号ア）	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（1日について1台に限る）	1日 <u>15,800円</u> × 選挙運動期間	1日 <u>16,100円</u> × 選挙運動期間
	燃料供給契約（第4条第2号イ）	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	<u>7,560円</u> × 選挙運動期間	<u>7,700円</u> × 選挙運動期間
	運転手の雇用契約（第4条第2号ウ）	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日の報酬の合計額（1日について1人に限る）	1日 12,500円 × 選挙運動期間	改正なし

(2) 選挙運動用ビラの作成の公費負担額（第8条）

【現行】

公費負担の対象	単価の上限 (①)	枚数の上限 (②)
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の額)	7円51銭	町議会議員選挙 1,600枚/町長選挙 5,000枚

【改正後】

公費負担の対象	単価の上限 (①)	枚数の上限 (②)
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の額)	7円73銭	町議会議員選挙 1,600枚/町長選挙 5,000枚

(3) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担額 (第11条)

【現行】

公費負担の対象	単価の上限 (①)	枚数の上限 (②)
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の額)	$\frac{525円6銭 \times \text{ポスター掲示場の数} + 310,500円}{\text{ポスター掲示場の数}}$	ポスター掲示場の数 × 1.2

【改正後】

公費負担の対象	単価の上限 (①)	枚数の上限 (②)
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の額)	$\frac{541円31銭 \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250円}{\text{ポスター掲示場の数}}$	ポスター掲示場の数 × 1.2

※本町のポスター掲示場数は、前回選挙時(平成31年)で84か所。同条件で単価の上限は4,307円、枚数の上限は100枚。

幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を 改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 (令和3年3月19日 条例第9号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前</p>	<p>○幕別町議会議員及び幕別町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 (令和3年3月19日 条例第9号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会の確認したものに限る。)</p> <p>ウ 略</p> <p>第5条～第7条 略</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>第9条及び第10条 略</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の</p>	<p>条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会の確認したものに限る。)</p> <p>ウ 略</p> <p>第5条～第7条 略</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。</p> <p>第9条及び第10条 略</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p> <p>第12条 略</p>	<p>端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p> <p>第12条 略</p>